

5/5
5/11

「つたわるよ

めとめをあわせて

はなしたら」

(平成20年度 児童福祉週間標語)



子どもと家庭、子どもを取り巻く環境について考えることを目的として、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

全ての子どもが豊かな愛情に包まれながら、健やかに育つことは、みんなの願いです。

子どもたち一人ひとりが夢と希望をもち、それぞれの意志で「未来の大人」として育ってほしいよう、子どもたちを見守る地域社会や環境づくりについて考えてみてください。

◎問い合わせ

子育て介護課 ☎内線306

ひとり親家庭等に

助成金を支給

ひとり親家庭等の父または母、養育者で、平成20年4月に小学校・中学校・高等学校に入学した児童を養育している方には、児童1人につき、年額3万円の助成金が支給されますので、次により申請してください。(所得制限あり)

▼対象者

ひとり親家庭の児童で、平成20年4月1日現在、大磯町に6か月以上居住し、住民基本台帳に登録されている児童(ただし、生活保護受給者や施設入所者等は対象となりません)。

▼申請方法

5月7日(水)～30日(金)の間に、申請書と必要書類を提出してください。

▼申請に必要なもの

- ・申請者の預金口座番号(ゆうちょ銀行以外)
- ・対象者と確認できるもの(児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証等)
- ・高等学校入学の場合は、在学を証明できるもの
- ・印鑑(認印)

▼所得制限(表のとおり)

父・母・養育者(申請者)もしくは同居の家族(扶養義務者)の所得が所得制限限度額以上となる場合は、対象となりません。

扶養親族等の数	平成19年度所得制限限度額(平成18年分の所得)	
	父・母・養育者(申請者)	同居の家族(扶養義務者)
0人	190,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,740,000円
2人	950,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,880,000円

▼支給方法

所得等の審査後、該当する申請者に対して、口座振込みにより支給します。

◎問い合わせ

子育て介護課 ☎内線305



児童手当を受給されていない方へ

今まで所得制限で手当を受給できなかった方でも、平成19年中の所得によっては、新たに受給可能になる場合があります。

このような方は、5月から平成20年度児童手当の認定請求を受け付けていますので、所得制限限度額を確認し、手続きをしてください。

なお、手当は申請月の翌月から支給します。申請が遅れると、遅れた期間の手当は受けられませんのでご注意ください。

また、平成20年1月1日に大磯町以外の市町村に居住していた場合は、平成20年6月以降に、その市町村で発行する、平成20年度児童手当用課税証明書(平成19年中の所得と扶養人数、控除額が記載されているもの。源泉徴収票は不可)が必要となります。

児童手当所得制限限度額

(単位:万円)

扶養親族等の数	国民年金等加入者所得額	厚生年金等加入者所得額
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

《注意》

- ・扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数である。
- ・所得制限が適用されるのは対象所得から8万円および、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済掛金控除等を差し引いた額である。
- ・所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- ・扶養親族の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

◎問い合わせ

子育て介護課 ☎内線306

▼届出先

子育て介護課 子育て支援班(公務員の方は勤務先になります)